

第四十七回衆議院議員総選挙の投票のトラブルに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十二月二十四日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿



#### 第四十七回衆議院議員総選挙の投票のトラブルに関する質問主意書

平成二十六年十二月十四日、第四十七回衆議院議員総選挙（以下「本選挙」という。）が行われた。投票事務の執行は民主主義の基盤となるもので、公正かつ厳密に行われなければならないが、全国で投票のトラブルが多数発生したとの報告もある。

このような観点から、以下質問する。

一 本選挙で確認されている投票のトラブル件数につき、二重投票、投票用紙の誤配布、投票所入場整理券の未配送や誤配送などの種別毎に具体的に示されたい。また、その結果としてどの程度の無効票が生じたのか示されたい。

二 政府は今後投票のトラブルを防止するためにどのように取り組もうとしているのか、具体的に示されたい。

三 投票が無効になった有権者に対して、投票日中にその事実が確認されれば、何らかの回復措置を行うべきである。参政権は国民の基本的な人権の一つであり、適用できる事例は僅かなものであつたとしても、投票無効の回復措置は行われなければならない。かかる事例に対応する法的整備を行うべきだと考えるが、

政府の見解を示されたい。

右質問する。